



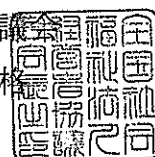
全社法発第33号

平成29年5月16日

NHK受信料制度等検討委員会 御中

全国社会福祉法人経営者協議会

会長 磯 彰 樹



社会福祉事業・施設の利用者等に対するNHK受信料の免除基準について（意見）

日頃より、社会福祉事業・施設の利用者と管理者にかかるNHK受信料につきまして、特段の配慮を賜り感謝申し上げます。

社会福祉事業・施設におけるNHK受信料の免除基準の検討にあたっては、以下の点にご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 現行の社会福祉法に対応した免除基準

現在の「日本放送協会放送受信料免除基準」は、平成13年1月までの社会福祉関係諸法に規定されている施設のみが免除対象となっているため、現行の社会福祉法で位置づけられている第1種・第2種社会福祉事業を免除対象にしていただきますようお願いいたします。

2. 社会福祉事業・施設の利用者への配慮

引き続き、社会福祉事業・施設の利用者等への受信料の特段の配慮をお願いいたします。